

令和5年第3回柳津町議会定例会会議録

第8日 令和5年9月13日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯目泰彦	5番 岩渕清幸	9番 鈴木吉信
2番 新井田順一	6番 松村亮	10番 田崎信二
3番 伊藤純	7番 伊藤昭一	11番 齋藤正志

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長 小林功	みらい創生課長 天野美穂
副町長 矢部良一	保育所長 成田智恵
総務課長 菊地淳一	教育長 神田順一
出納室長 天野一保	教育課長 新井田理恵
町民課長 杉原満	公民館長 田崎治
地域振興課長 鈴木秀文	代表監査委員 岩佐利昭
建設課長 横井伸也	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 橋本千恵 主査 鈴木勝久

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1	報告第1号	決算特別委員会付託案件審査結果報告について
日程第2	議案第64号	令和5年度柳津町一般会計補正予算
日程第3	議案第65号	令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
日程第4	議案第66号	令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第5	議案第67号	令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算
日程第6	議案第68号	令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

- 日程第 7 議案第 69 号 令和 5 年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 70 号 令和 5 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 71 号 令和 5 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 10 議案第 72 号 令和 5 年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第 73 号 令和 5 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 12 議案第 74 号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 13 議案第 75 号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 14 報告第 5 号 専決処分の報告について（専決第 9 号損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 15 報告第 6 号 専決処分の報告について（専決第 10 号損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 16 報告第 7 号 一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について
- 日程第 17 報告第 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について
- 日程第 18 議員の派遣について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「決算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

審査結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、伊藤 純君。

○決算特別委員会委員長（登壇）

おはようございます。

それでは、決算特別委員会付託案件審査結果を報告いたします。

令和5年第3回柳津町議会定例会において、本委員会に付託されました議案第63号 令和4年度柳津町歳入歳出決算認定について

1. 令和4年度柳津町一般会計歳入歳出決算
2. 令和4年度柳津町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
3. 令和4年度柳津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
4. 令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
5. 令和4年度柳津町介護保険特別会計歳入歳出決算
6. 令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
7. 令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計歳入歳出決算
8. 令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
9. 令和4年度柳津町下水道事業特別会計歳入歳出決算
10. 令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算
11. 令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

について、9月7日、8日の2日間、執行部より町長、各主管課長等及び係長の出席を求め、慎重に審査した結果、「議案第63号 令和4年度柳津町歳入歳出決算認定について」は、

原案のとおり認定すべきものと決しましたので報告いたします。

令和5年9月13日

柳津町議会決算特別委員会

委員長 伊藤 純

柳津町議会議長 齋藤正志 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第63号「令和4年度柳津町歳入歳出決算認定について」は決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第 2、議案第64号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 3、議案第65号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第 4、議案第66号「令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 5、議案第67号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第 6、議案第68号「令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第 7、議案第69号「令和5年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」

日程第 8、議案第70号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 9、議案第71号「令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

日程第10、議案第72号「令和5年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」

日程第11、議案第73号「令和5年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第64号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第65号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の減額補正及び施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第66号「令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第67号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第68号「令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第69号「令和5年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入予算の補正であります。

次に、議案第70号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第71号「令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入予算の補正であります。

次に、議案第72号「令和5年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第73号「令和5年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第64号から議案第73号まで補足してご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第64号令和5年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ2億238万5,000円を追加し、44億4,554万1,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。

今回の地方債の補正につきましては、主に過疎債、辺地債などの借入れの枠が減額されたことに伴いまして、事業の実績見込みから補正をお願いするものでございます。

まず、消防施設整備事業でございますが、こちらは、補正後の限度額でございますが、120万円減額しまして880万円としております。

次に、町道五豊敷大成沢線整備事業でございますが、850万円減額して1,970万円としております。

次に、過疎地域持続的発展特別事業でございますが、ソフト事業に係る分でございます。こちらのほうは、40万円増になりまして5,370万円としております。

次に、中山間地域総合整備事業でございますが、80万円減額して500万円としております。

次に、会津柳津駅改修事業でありますが、1,250万円減額して8,410万円としております。

次に、道路維持管理事業でございますが、こちらは50万円減額して200万円としたところでございます。

次のページに行きまして、町道野老沢新町線整備事業でございますが、770万円減額して600万円としております。

次に、広域消防負担金事業でありますが、50万円減額して100万円としております。

次に、柳津小学校施設改修事業でございますが、20万円減額して1,000万円でございます。

臨時財政対策としまして170万円減額しまして1,030万円としております。

合計で3,320万円減額して4億3,070万円としております。

9ページをお願いいたします。

歳入になります。

10款地方特例交付金、1目地方特例交付金で19万5,000円の減でございます。こちらのほうは、交付決定による減となっております。

次に、地方交付税、地方交付税でございますが、2億1,324万円の増でございます。こちらのほうも、交付決定による増ということでございます。

次に、分担金及び負担金、民生費負担金で47万3,000円の増でございます。内訳で、老人福祉施設入所負担金15万3,000円の増につきましては、養護老人ホーム入所者の増による負担金の増を見込んでおります。次に、現年分保育所入所負担金で32万円の増であります。こちらのほうは、会津若松市のほうから西山保育所のほうに入所する子供がいるということで負担金の増を見込んでおります。

次に、国庫支出金、民生費国庫負担金で10万2,000円の増でございます。こちらのほうは、低所得者保険料軽減負担金ということで、令和4年度の実績に基づきまして追加交付される分でございます。

次に、国庫支出金の総務費国庫補助金、4,318万8,000円の増でございます。こちらのほうは、地方創生臨時交付金につきましては交付見込みによる増、デジタル基盤改革支援補助金として、こちらのほうは交付決定による増でございます。

次に、民生費国庫補助金で11万7,000円の減でございます。こちらのほうは、保育対策総

合支援事業の対象事業の変更に伴いまして減となっております。

次のページをお願いいたします。

県支出金、民生費県負担金で5万1,000円の増でございます。こちらにつきましては、先ほど国庫のほうで申し上げた低所得者保険料軽減負担金の分ではありますが、令和4年度の実績に基づきまして追加交付されるものでございます。

次に、県支出金、農林水産業費県補助金で544万5,000円の増でございます。こちらのほうは、地域計画策定推進緊急対策事業補助金ということで、国から10分の10の補助金があるものでございます。なお、歳出のほうで説明したいと思います。

次に、県支出金、総務費県委託金、8万8,000円の増でございますが、こちらのほうは、各種統計調査に係る分で交付決定によるものでございます。

次に、土木費県委託金、21万5,000円の増でございます。こちらのほうは、県道除草の委託金の所要見込み増ということであります。

次に、繰入金、財政調整基金繰入金で1億円の減でございます。こちらのほうは、当初2億6,000万円の取崩しを見ておりましたが、地方交付税の増、また、繰越金の増などにより今回の補正で1億円、取崩しを減額するものでございます。

森林環境整備基金繰入金、25万6,000円の増であります。こちらのほうは、森林環境交付金事業に基金を取り崩して充当するものでございます。

次のページをお願いいたします。

繰越金、繰越金で7,466万4,000円の増でございます。前年度繰越金確定による増となっております。

次に、諸収入、雑入で182万5,000円の減でございます。まず、雑入で185万5,000円の減がありますが、活性化センター助成金につきましては、不採択ということで200万円の減となっております。その下のふくしま旬の食材等活用推進事業支援金につきましては、事業採択による増となっております。自動車損害共済保険金、3万円の増ではありますが、こちらのほうは、平成30年9月に発生した事故に係る見舞金ということで町に入る分でございます。

次に、町債でございますが、町債につきましては、先ほどの地方債の補正で説明しましたように、主に過疎債、それから辺地債の借入額が減額されたことから、各種事業費の実績見込みなどにより補正をしたものでございます。なお、総務債としましては40万円の増、農林水産業債では80万円の減、観光商工債で1,250万円の減、土木債で1,670万円の減、消防債で170万円の減、教育債で20万円の減、臨時財政対策債で170万円の減、合計、3,320万円の減

となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、一般管理費で41万8,000円の増であります。こちらのほうは、職員の扶養、居住地等に変更が生じたことから補正をお願いするものでございます。

次に、企画費、231万2,000円の減でございます。こちらの主なものとしましては、7節報償費から負担金、補助及び交付金までマイナスとなっておりますが、主に活性化センター助成金が不採択になったことから減額をしております。なお、報酬につきましては19万5,000円の増であります。地域おこし協力隊の報酬、1か月分の増額を見込んでおります。

次に、交通安全対策費、13万6,000円の増であります。消耗品費ということでありまして、こちらのほうは、交通安全運動が例年4回ということでありまして、今年度に限りましては5回ということによって1回増えたということで、その啓発看板代、それから、交通教育専門員に係る消耗品の増でございます。

次のページをお願いいたします。

電算管理費については、財源補正となっております。

庁舎管理費、184万1,000円の増であります。修繕費ということ、庁舎内にあるエアコンのコントローラーの修繕と役場裏の道路のほうが陥没しまして、消雪設備の漏水が原因かと思われまして、その修繕代ということでございます。

次に、総務費、徴税総務費、30万円の増につきましては、職員の超過勤務手当の所要増でございます。

次に、賦課徴収費、5万円の増につきましては、消耗品費ということ、電動キックボードのナンバープレート代に要する経費となっております。

次に、総務費、統計調査費、9万4,000円の増であります。報酬で8万4,000円、需用費で1万円の増ということで、交付金の確定に伴いまして増額を見込んでおります。

次に、民生費、社会福祉総務費で1,648万5,000円の増でございます。職員手当等につきましては、10万8,000円の増ということで、主に職員の扶養に変更が生じたことによるもの、それから、超過勤務手当につきましては、住民税非課税世帯への給付金事務に係る分でございます。旅費、1万7,000円の増につきましては、民生委員の研修のほうを、コロナも5類になったということで、今年度実施したいということで、職員の旅費となっております。次のページに行きまして、10節需用費から扶助費までにつきましては、住民非課税世帯に対す

る給付金に要する経費となっております。なお、扶助費につきましては、1世帯3万円の500世帯分を見込んでおります。

次に、老人福祉費、274万8,000円の増でございます。まず、需用費につきましては、修繕費ということで銀山荘のエアコン2台分の修繕費用でございます。役務費、1万7,000円につきましては、清掃・クリーニング代の所要増ということであります。備品購入費、123万2,000円の減であります。銀山荘のエアコンの購入費ということで当初、見ておりましたが、予算の組替えということで需用費のほうに振り替えているものでございます。扶助費、144万円の増につきましては、養護老人ホーム措置費ということで1人増によるものでございます。繰出金、5万9,000円の増につきましては、介護保険特別会計への繰出金となっております。

次に、障害者福祉費で457万円の増でございます。こちらのほうは、令和4年度の各種事業の実績に基づく償還金となっております。

次に、民生費、児童福祉総務費、7万3,000円の増であります。こちらのほうは、子ども子育て支援事業の令和4年度実績に基づく償還金でございます。

次に、柳津保育所運営費、126万円の増であります。まず、報酬、99万9,000円の増につきましては、会計年度任用職員が7月末で退職ということでありましたが、ゼロ歳児のほうが増えているという状況で、今後も保育士が必要ということで増額の補正をお願いするものです。給料につきましては、会計年度任用職員の給料、1か月延長に係る増額分でございます。次のページに行きまして、職員手当等、2万7,000円の増につきましては、会計年度任用職員の期末手当、扶養手当の所要増、減ということでございます。報償費、1万9,000円の増につきましては、講師謝礼の所要増であります。役務費、1万8,000円の増につきましては、児童の尿検査料の増ということで、当初、1回分でありましたが、2回やりなさいという保健所の指導があったということで、1回分増額しております。

西山保育所運営費、48万3,000円の増であります。職員手当等でございます。こちらのほうは、早朝保育・延長保育の利用者の増によるものでございます。

学童保育費、9万3,000円の増につきましては、使用料及び賃借料ということで、学童保育の課外活動をコロナのほうも5類になったということで実施したいということで、そのときの車の借り上げ代でございます。

次に、衛生費、保健衛生総務費、31万4,000円の増につきましては、国保の施設勘定への繰出金でございます。

予防費については、予算の組替えでございますが、需用費から報償費のほうに組替えをしております。

母子保健費、5万円の増であります。養育医療費の令和4年度実績による償還金となっております。

次に、農林水産業費、農業委員会費、20万4,000円の増であります。職員手当等でございますが、職員の扶養に変更が生じたことから補正をお願いするものでございます。

次のページに行きまして、農業総務費、41万円の増であります。修繕費ということで赤べこトラックの修繕に係る経費でございます。

次に、農業振興費、564万5,000円の増であります。需用費につきましては、6次化に係る消耗品代として20万円の増額をお願いするものです。委託料で544万5,000円の増であります。目標地図・地域計画策定委託料ということで、こちらのほうが国から10分の10の補助が来まして、令和6年度までに策定しなければならない計画ということでございます。

次に、農地費については財源補正でございます。

次に、地域農政特別対策事業費、350万円の増であります。揚水施設の電気代の高騰に対する交付金ということでございます。

次に、農村総合整備費、193万4,000円の増でございます。こちらのほうは、農業集落排水特別会計、それから、簡易排水特別会計への繰出金となっております。

次に、農林水産業費の林業総務費、19万円の増であります。こちらのほうは、森林公園に係る修繕費と光熱水費の増ということでございます。なお、光熱水費については、漏水による水道料の増ということでございます。

次に、林業振興費、85万7,000円の増でございます。需用費で32万3,000円の増、こちらについては森林環境交付金事業に係る消耗品の増を見込んでおります。繰出金、53万4,000円の増でございます。林業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

林道維持費、870万円の増であります。こちらのほうは、緊急修繕としまして4か所分に係る経費ということでございます。

次のページをお願いいたします。

商工費、商工振興費で2,240万円の増でございます。こちらのほうは、地域創生臨時交付金を活用しまして、やないづ福満商品券に対する補助金を交付するものでございます。

次に、観光費、156万6,000円の増でございます。まず、職員手当等、18万7,000円の増につきましては、職員の期間率の見込み誤りによる増でございます。次に、報償費、200万円

の増でございますが、こちら地域創生臨時交付金を活用しまして、宿泊助成事業記念品ということで2,000円の1,000泊を予定しております。需用費、36万4,000円の増でございますが、修繕費については、せいざん荘のエアコン室外機の修繕費用でございます。消耗品費につきましては、宿泊助成事業に係るチラシ等の印刷代ということであります。次に、負担金、補助及び交付金で6万5,000円の増でございますが、JR磐越西線災害復旧事業費負担金ということで、会津17市町村で負担していくものでございます。繰出金として105万円の減ということで、スキー場特別会計への繰出金となっております。

次に、土木費、道路維持費で813万3,000円の増でございます。需用費につきましては、修繕費ということで、町道の緊急修繕に係るものと除雪機械の整備費の所要増を見込んでおります。次に、役務費、10万6,000円の増につきましては、除雪機械に係る車検手数料、検査手数料の所要増でございます。委託料につきましては、県道除草委託料ということで21万6,000円の増を見込んでおります。原材料費、135万3,000円の増でございますが、舗装補修材、砕石外の所要増を見込んでおります。備品購入費、20万円につきましては、道路維持補修用プレートコンパクターを整備したいということで、その購入費用でございます。公課費、2万5,000円につきましては、申し訳ないんですが、見込み誤りによる自動車重量税の増でございます。

次のページに行きまして、道路新設改良費につきましては財源補正でございます。

下水道費、120万5,000円の減につきましては、下水道事業特別会計への繰出金の減でございます。

次に、公営住宅管理費につきましては、110万円の増でございます。こちらのほうは、柳ヶ丘の平屋住宅解体に係る経費の所要増を見込んでおります。

次に、消防費、消防施設費で773万4,000円の増でございます。こちらのほうは、まず、消火栓の新設・改良工事ということで、中野地内の消火栓の修繕に係る経費でございます。防火水槽設置工事で555万6,000円の増につきましては、今年度予定しております小柳津地区の防火水槽、40トン、1基に係る分でございますが、資材の高騰等による工事費の増額をお願いするものでございます。

次に、教育費、柳津小学校管理費で40万7,000円の増でございますが、委託料で36万9,000円の増、こちらについては太陽光発電施設システムの再稼働時の調査委託料ということでございます。次に、使用料及び賃借料で3万8,000円の増でございますが、こちらのほうは、キュービクル改修工事におきまして工期の延長に伴い、工事期間中、借りているトランスの借

り上げ料の増額をお願いするものでございます。

次のページに行きまして、西山小学校管理費、4万3,000円の増につきましては、修繕費ということで校舎屋上防水表面の剝離修繕に係る経費でございます。

柳津小学校教育振興費で8,000円の減、それから、西山小学校教育振興費で8,000円の増につきましては、iPadのライセンス使用料の組替えということでございます。

次に、教育費、会津柳津学園中学校管理費で285万5,000円の増でございます。まず、需用費で62万4,000円の増につきましては、校舎内の照明からPCBが発見されたことで、交換が必要になったことから交換費用に要する経費でございます。役務費、5万2,000円の増につきましては、中学校に古いワックス、塗料があったということで、その処分料でございます。委託料、217万9,000円の増につきましては、PCBの廃棄物処理委託料ということでございます。

次に、会津柳津学園中学校教育振興費、24万9,000円の増につきましては、使用料及び賃借料ということでございます。当初、学校行事におきまして町バス利用を予定しておりましたが、途中でエンジンが止まるなどの現象があったということで、ほかの民間会社のほうからバスを借り上げる経費でございます。

次に、教育費、活性化施設管理費で24万円の増であります。こちらのほうは、主にふれあい館の天井埋め込み式のエアコンのほうはずれて落下するおそれがあるということで、点検・修繕を行うものでございます。

次のページに行きまして、美術館管理費で9万6,000円の増でございます。修繕費ということで、美術館の公用車のマフラーを交換しないと車検が通らないということで、その交換費用に係る分でございます。

次に、教育費、保健体育総務費、80万6,000円の減でございます。7節報償費から委託料まで、主に町民ソフトボール大会、町民運動会の中止による減額となっております。なお、報償費の記念品ということで8万6,000円ではありますが、こちらのほうは、代替えのスポーツ教室のほうを開催していくということで、その商品代として計上しております。

次に、学校給食費で82万6,000円の増でございます。まず、需用費で14万6,000円の増につきましては、歳入のほうで申し上げたふくしま旬の食材等活用推進事業が採択になったということで、賄材料費の増を見込んでおります。委託料につきましては清掃等作業委託料の所要増、工事請負費、67万4,000円の増につきましては、旧給食センターの取壊しのため、倉庫に入っておりました除雪機械、それから、草刈り機などを保管する小屋を設置するもので

ございます。

運動公園管理費、101万1,000円の増であります。需用費でございますが、グラウンドマスターのアタッチメントの修繕経費となっております。委託料、66万円の増につきましては、運動公園のキュービクル周りの木の伐採に係る経費でございます。ケーブルと木の枝等が接触し火災などが発生するおそれがあるということで、委託料の増額をお願いするものでございます。備品購入費、28万9,000円の増であります。こちらは救助用ボートの船外機の故障ということで、新たに船外機を購入するものでございます。

次のページをお願いいたします。

災害復旧費の現年農地等災害復旧費で200万円の増であります。こちらにつきましては、令和5年6月発生の豪雨によりまして農地、水路が災害を受けたということで、災害査定設計委託料の増額をお願いするものでございます。

次に、災害復旧費の現年公共土木災害復旧費、493万7,000円の増であります。こちら委託料ということでございますが、令和5年6月発生の豪雨によりまして災害を受けた箇所の災害査定設計委託料の増額をお願いするものであります。

次に、過年公共土木災害復旧費、797万2,000円の増であります。こちらのほうは、委託料ということで四ツ谷地内の土砂災害に伴う交通誘導員配置に要する経費の増を見込んでおります。

次に、災害復旧費、土木施設災害復旧費で116万8,000円の増であります。まず、需用費で89万2,000円の増、こちらは6月の豪雨による町道ののり面崩落修繕に要する経費でございます。次に、使用料及び賃借料、27万6,000円の増であります。災害応急工事機械借上料の見込み増でございます。

次のページに行きまして、公債費、元金で8,540万円の増でございます。こちらのほうは、地方財政法の規定によりまして、歳計剰余金処分としまして公債費の繰上償還を行うものでございます。

次に、利子、12万8,000円の減でございますが、こちらのほうは、利子分でございます。繰上償還することによってその分の利子について減額をするものでございます。

予備費としまして834万4,000円、増額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

議案第65号令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条では、まず、事業勘定としまして歳入歳出それぞれ79万9,000円を減額し、それぞ

れ4億9,216万2,000円とするものでございます。また、施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ47万5,000円を追加し、それぞれ6,290万8,000円とするものでございます。

34ページをお願いいたします。

歳入になります。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で19万6,000円の減でございます。こちらのほうは、いずれも本算定による額確定によるものでございます。

次に、繰越金、繰越金で60万3,000円の減でございますが、前年度繰越金の確定による減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

国民健康保険事業費納付金であります。1目の一般被保険者医療給付費分で148万1,000円の増、その下の一般被保険者後期高齢者支援金等分で13万9,000円の減、介護納付金分で19万円の増ということで、納付額の確定による増減となっております。

次に、諸支出金、償還金で7万9,000円の増であります。令和4年度の特定健康診査・特定保健指導補助金の実績に伴う返還金となっております。

予備費で241万円を減額しております。

40ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入になります。

繰入金、一般会計繰入金で31万4,000円の増であります。一般会計からの繰入金の増を見込んでおります。

繰越金、繰越金で16万1,000円の増につきましては、前年度繰越金の確定による増であります。

次のページをお願いいたします。

歳出になりまして、総務費の一般管理費で31万4,000円の増でございます。委託料につきましては、72万1,000円の増ということで、備品購入費のほうから振り替えた分とパソコンの保守管理費用分で増額となっております。使用料及び賃借料、19万1,000円の増につきましては、光回線の利用料が新たにかかるということで増額をお願いするものです。備品購入費、59万8,000円の減でございますが、パソコンの環境設定が備品購入費に入っていたということで、その分を委託料のほうに振り替えるということで減となっております。

予備費で16万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第66号令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ214万3,000円を追加し、それぞれ5,688万7,000円とするものでございます。

47ページをお願いいたします。

歳入であります。

後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料で204万8,000円の増でございます。こちらは特別徴収分と普通徴収分ということで、いずれも本算定による増減となっております。

次に、繰越金、繰越金で9万5,000円増であります。前年度繰越金の確定による増となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になりまして、広域連合納付金、保険料等負担金で227万5,000円の増でございますが、保険料等負担金の支出見込みの増によるものでございます。

予備費で13万2,000円、減額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第67号令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ1,171万円を追加し、それぞれ6億2万9,000円とするものでございます。

54ページをお願いいたします。

歳入でございます。

保険料、第1号被保険者保険料、186万7,000円の減でございます。こちらも特別徴収分、普通徴収分ということで、本算定に伴う増減となっております。

次に、国庫支出金、介護給付費負担金で9万5,000円の増でございますが、こちらは介護給付費の増に伴います介護給付費負担金の収入見込み増ということであります。

次に、国庫支出金、調整交付金、4万8,000円の増につきましても、介護給付費の増に伴います現年度分調整交付金の収入見込み増を見込んでおります。

次に、支払基金交付金、介護給付費交付金で13万3,000円の増であります。第2号被保険者介護納付金の収入見込み増であります。

次に、県支出金、介護給付費負担金、5万9,000円の増であります。こちらも介護給付費の増に伴います介護給付費負担金の収入見込み増を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

繰入金、介護給付費繰入金で5万9,000円の増であります、介護給付費繰入金の収入見込み増であります。

次に、繰入金、介護給付費準備基金繰入金、1,100万円の増でございますが、令和4年度介護給付費の実績に伴う償還金が歳出のほうで出てきますが、その分について介護給付費準備基金を取り崩すものでございます。

次に、繰越金、218万3,000円の増でございますが、前年度繰越金の確定による増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出に行きまして、保険給付費、居宅介護住宅改修費で47万5,000円の増でございます。こちらのほうは、居宅介護住宅改修費の所要見込み増ということでございます。

次に、地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費で2,000円の増でございますが、こちらのほうは存目として計上しているものでございます。

次に、諸支出金、償還金で1,180万円の増でございますが、令和4年度介護給付費等の実績に伴う償還金となっております。

予備費で56万7,000円を減額するものでございます。

57ページをお願いいたします。

議案第68号令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ457万1,000円を追加し、それぞれ3億1,857万1,000円とするものでございます。

62ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰越金、繰越金で457万1,000円の増であります。前年度繰越金の確定による増ということでもあります。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

簡易水道事業費、簡易水道事業費で157万1,000円の増であります。共済費につきましては、職員の標準報酬月額額の改定に伴う増でございます。需用費、97万1,000円の増につきましては、水道仕切弁の弁筐段差を調整するための経費ということでもあります。役務費、51万円の増につきましては、NTT回線使用料の所要見込み増ということでございます。

次に、簡易水道改良事業費で300万円の増であります、委託料から補償、補填及び賠償金まで、いずれも大成沢の水源工事の変更増に対応するための増額を見込んでいるものでございます。

65ページをお願いいたします。

議案第69号令和5年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算であります。こちらのほうは、歳入予算の補正のみとなります。

68ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金で105万円の減でございます。こちらのほうは、次の雑入と物品売払収入のほうで増額となった分を減額するものでございます。

諸収入の雑入で100万5,000円の増。こちらのほうは、スキー場にありますがN T Tの携帯電話基地局の電気料金が高騰しているということで、N T Tから負担金として納めていただくものでございます。

財産収入の物品売払収入、4万5,000円の増につきましては、スキー場のほうで使用しておりますスノーモービル2台分の売払収入ということでございます。

69ページをお願いいたします。

議案第70号令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ226万5,000円を追加し、それぞれ9,691万8,000円とするものでございます。

74ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金の一般会計繰入金で165万円の増ということで、一般会計からの繰入金を見込んでおります。

繰越金、繰越金で61万5,000円の増でございますが、前年度繰越金確定による増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、施設管理費で226万5,000円の増でございます。職員手当等につきましては、職員の扶養に異動があったということで増額を見込んでおります。需用費、155万8,000円の増につきましては、野老沢排水浄化センターのポンプ修繕代と黒沢地内のマンホールの蓋の修繕

代ということでございます。備品購入費、49万9,000円の増でございますが、ポンプをつり上げる機械のほうが悪れたということで、同様の物を購入する経費でございます。

公課費、1,000円の増につきましては、消費税の所要増を見込んでおります。

79ページをお願いいたします。

議案第71号令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算であります。

こちらにつきましては、歳入予算の補正のみとなります。

82ページをお願いいたします。

歳入で、繰入金、一般会計繰入金、120万5,000円の減でございます。こちらのほうは、次の繰越金で120万5,000円、増額となった分を一般会計の繰入金を減額するものでございます。

繰越金、繰越金で120万5,000円の増ということで、前年度繰越金の確定による増でございます。

83ページをお願いいたします。

議案第72号令和5年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ33万円を追加し、それぞれ693万円とするものでございます。

88ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、一般会計繰入金で28万4,000円の増でございます。こちらは、一般会計からの繰入金の増を見込んでおります。

繰越金、繰越金で4万6,000円の増であります。前年度繰越金の確定による増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になりまして、総務費、施設管理費で33万円の増でございますが、麻生排水浄化センターの原水ポンプのほうが悪化したということで、その修繕費用でございます。

次のページをお願いします。

議案第73号令和5年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ58万7,000円を追加し、それぞれ738万7,000円とするものでございます。

95ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、一般会計繰入金で53万4,000円の増でございますが、一般会計からの繰入金の増額を見込んでおります。

次に、繰越金、繰越金5万3,000円の増でございますが、前年度繰越金の確定による増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、施設管理費で58万7,000円の増でございますが、こちらのほうは、久保田地区の排水浄化センター手前の道が、土のため、へこみができて水がたまるという状況ということで、地区のほうから修繕の要望があったということで、今回、補正をお願いするものでございます。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、私、1点、お聞きをしたいと思いますので、お願いします。

ページ数で21ページ、10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、2目過年公共土木災害復旧費、12節委託料、金額が797万2,000円の増額になっておりますので、これについて伺いたいと思います。今回、約800万円の増額補正ということですが、先ほどの説明では、その要因として交通誘導員の増加分ということで説明をいただきましたけれども、この800万円については、このほかに残土運搬の距離変更とか土量積算の変更など、交通誘導員配置以外の要因はあるのか。まず、その内容について伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えをいたします。

こちらにつきましては、交通誘導員のみの変更増額でございます、内訳でございます。

こちらにつきましては、交通の整理員につきましては789万7,000円、その残分、7万5,000円

は、現地精査をいたしました用地買収等の登記委託料の追加補正とさせていただく部分になります。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

かなりの高額に、正直、ちょっと驚いているところでありますけれども、続けて内容について伺いますけれども、この誘導員増加の原因については、新たにその近辺で道路改良工事が行われるために大型車が迂回するということであったわけですが、本年度中の道路工事改良であるということは理解、これはしたところでありますけれども、工事発注が重ならないようには事前にできなかったのか、その点について伺います。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

五疊敷大成沢線、町道になりますけれども、この縦断区間にそう距離を置かずに2つの工事が存在いたしました。まず、社総金で行います今年度の事業につきましては、昨年度より、これは単年継続しているんですけれども、その工事につきましては、緊急性を要し、より地域の皆さんが安全に交通できるようにというところで、努めて町で取り組まなければいけない、また、県も国も承知している事業でございます、単年度継続で工事のほうを進めさせていただいております。

さらに、その災害につきましては、残土処理を行う場所になりますが、選定していた箇所にはちょっと、残土を置くキャパを超えてしまったということで、場所を変えざるを得なかったというところで、残土置き場の場所を変更したという経緯はございますが、今年度の災害の部分の箇所の発注につきましては、もとより大規模林道を通るという経路は1つ、設計の中に考慮した中身を設計していましたので、その範囲内で工事ができているものと認識しております。

また、工事につきましては、双方とも片方ずつというような、年度違いで行うというのが避けられなかったという事実はございます。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

確かに年度内で処理しなければいけないということで、それは理解は当然したんですけども、やはりこれが重ならなければこの800万円という金額は出なかったのではないかなというふうに私は思っております。

災害復旧国庫負担法という法律があって、これによって災害復旧は国庫で賄われているわけでございます。法によれば、工事費の増減額が300万円を超え、かつ、変更前の工事費の額の30%に相当する額を超える場合は、国と協議が必要な計画変更にあたるというふうに規定されております。

今回、この800万円の増額ということに対しては、計画変更にあたらぬのかどうか、その点について確認をして終わりたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

このたびの交通整理員の増額なんですが、こちらについては、現在、行っている工事、災害復旧の部分での変更はかなわず、今現在、国で補助を提示、査定いたしました金額内での工事発注となっておりますので、今後、そういった土質とか運搬の量に変化が生じるようなことがあれば、国と随時、県と協議をして、その変更が生じるか、また、重変になる変更申請等々が必要になるかということでは慎重に協議して、国庫補助金、無駄のないように使用してまいります。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

6 番、松村 亮君。

○6 番

私からは、18ページの教育費、小学校管理費であります。調査委託料ということで太陽光の再稼働時の調査ということでご説明をいただきましたが、目的を教えてください、このように思います。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年3月に柳津小学校のキュービクルのほうが負荷がかかって故障したというところで、太陽光発電のほうがそのときに一度、停止しております。今回、キュービクルのほう、分電盤の増設工事が完了しますと、完了したと同時に電源をすぐ入れるのではなくて、太陽光発電のほうの電源を入れるに当たっての調査が必要だということで、今回、補正をさせていただきます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

大変丁寧な説明だったかなと思っております。

再稼働に向けて必要だということで理解をしたところでありますが、ひとつ申し添えたいのは、近年、執行に当たって、もろもろの調査が増えてきたなというところを感じておりますので、今のように、目的がしっかりしている調査であれば議会としても理解はするところでありまして、何の目的で調査をしているか分からないようなものに関しては、きちんと意識づけ、目的づけをして実施していただくようお願いします。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第64号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第65号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第66号「令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第67号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第68号「令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第69号「令和5年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第70号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第71号「令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第72号「令和5年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第73号「令和5年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を11時10分といたします。(午前10時59分)

○議長

議事を再開いたします。（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

○議長

日程第12、議案第74号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議いたします。（午前11時10分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時11分）

◇ ◇ ◇

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第74号「教育委員会委員の任命同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、鈴木 亘氏が令和5年9月30日をもって任期満了になることにより、提案するものであります。

ただいまお手元にお配りいたしました

住 所 福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平227番地

氏 名 金子 陽 亮

生年月日 昭和47年7月30日生まれ

の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第74号「教育委員会委員の任命同意について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第13、議案第75号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議いたします。(午前11時12分)

○議長

議事を再開します。(午前11時13分)

◇ ◇ ◇

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第75号「教育委員会委員の任命同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、天野百合子氏が令和5年9月30日をもって辞職することにより、提案するものがあります。

ただいまお手元にお配りいたしました

住 所 福島県河沼郡柳津町大字藤字藤沢1433番地

氏 名 鈴木喜代

生年月日 昭和37年2月15日生まれ

の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第75号「教育委員会委員の任命同意について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

日程第14、報告第5号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第5号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本案は、令和5年3月27日、大字猪倉野宇屋敷添地内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

報告第5号専決処分の報告につきまして補足してご説明を申し上げます。

5ページをお開き願いたいと思います。

専決第9号損害賠償の額の決定及び和解について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解する。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県河沼郡柳津町大字猪倉野字屋敷添甲936番地2

氏名 鈴木幸夫

2、事故の概要

令和5年3月27日、福島県河沼郡柳津町大字猪倉野字屋敷添地内において、車両を後退させようとしたところ、相手家屋の屋根に接触し一部を損傷させたものである。

3、町の損害賠償 金32万8,571円

4、和解の内容

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認する。
以上で補足説明を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第15、報告第6号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第6号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本案は、令和5年4月25日、林道柴倉線において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

報告第6号について補足説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

専決第10号損害賠償の額の決定及び和解について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解いたしましたので、下記の内容を報告いたします。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県会津若松市金川町11番60号

氏名 白井美穂子

2、事故の概要

令和5年4月25日、相手方車両が林道柴倉線を走行中、横断側溝に設置されていたグレーチング上を通過した際、劣化していたグレーチングの破損により車両の一部を破損させたものでございます。

3、町の損害賠償 37万3,065円

4、和解の内容

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認いたしました。

令和5年6月15日

柳津町長 小林 功

以上、報告とさせていただきます。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第16、報告第7号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」を議題といたします。

経営状況の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第7号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」別紙のとおり報告いたします。

本報告は、一般財団法人やないづ振興公社理事長より令和4年度の経営状況につきまして報告がありましたので、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

報告第7号一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告につきまして補足してご説明いたします。

お手元の令和4年度収支計算書により報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、1ページをお開き願います。

収支計算書総括表であります。

勘定科目の主な科目と合計の金額のみ申し上げます。

なお、つきみが丘町民センターからほっと i n やないづまでの合算が合計額となっております。

それでは、まず収入の部であります。事業収入のうち売上、1億9,073万4,602円。利用料、4,924万7,580円。雑入、446万6,012円。受託収入、809万4,506円。指定管理料、2,840万円。寄付金収入、10万円。

次のページをお開き願います。

当期収入合計、2億8,104万2,700円となっております。

続きまして、支出の部であります。

一般管理費のうち人件費、9,047万3,953円。需用費、3,991万7,116円。

次に、3ページをご覧ください。

その他のうち交際費、5,000円。旅費、12万2,200円。通信運搬費、133万9,223円。保険料、26万5,700円。清掃料、10万6,700円。諸謝金、8,000円。役務費の手数料分でございますが、314万2,021円でございます。広告宣伝費、57万7,200円。使用料及び賃貸料、1,136万6,065円。

次のページをお開き願います。

原材料費、3,051万2,520円。商品仕入、7,645万2,939円。負担金及び交付金、46万3,940円。

次に、5ページをご覧ください。

委託料、785万9,265円。支払利息、14万5,971円。雑費、9,892円。公課金、1,006万8,100円。

次のページをお開きください。

施設管理費、605万1,000円。出資金、5万円。借入金返済支出、600万円。

当期支出合計、2億8,493万6,805円。当期収支差額、マイナス389万4,105円であります。

なお、事業報告書、利用者状況報告書につきましては別冊となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第17、報告第8号「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について」を議題といたします。

財政の健全性に関する比率の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第8号「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について」別紙のとおり報告いたします。

本報告は、柳津町の財政健全化に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第8号地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について補足してご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、第2条各号に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並

びに第22条第1項に定める資金不足比率を次のとおり報告するものでございます。

実質公債費比率5.4、それ以外の比率につきましては、表示する値がないという状況になっております。

なお、この内容につきましては、決算審査時に関係書類を提示し監査委員の審査を受けておりますのでご報告いたします。

○議長

次に、代表監査委員より財政の健全化判断比率の審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、岩佐利昭君。

○代表監査委員（登壇）

それでは、令和4年度健全化比率審査意見を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率の審査を終了したので、その結果を下記のとおり意見を付して報告します。

なお、決算審査と同時期に岩淵委員と共に審査いたしました。

2ページをご覧ください。

審査の結果を申し上げます。

健全化判断比率の状況について。実質公債費比率、3か年平均が5.4であります。その他の数値については、記載のとおりであります。

審査総評を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定める、令和4年度健全化判断比率について審査した結果、算定数値、財政指標に誤りがないことを確認しました。

また、健全化判断比率は、法律の定める健全化基準の範囲内であり、本町の財政状況は健全であると判断いたします。

以上であります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。



◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、令和5年第3回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にご苦労さまでございました。(午前11時31分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 齋藤正志

同 議員 松村 亮

同 議員 伊藤 昭一

同 議員 鈴木吉信